

第3期
東大阪市子ども・子育て支援事業計画
概要版

1 計画の概要

基本理念

すべての子どもの権利を尊重し、
次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、
子育ての喜びが実感できるまち東大阪

子育ての喜びが実感できる社会、全ての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育て・子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

本市はこれまで第1、2期計画で掲げてきた理念を継承しながら、本計画においても子育て施策の充実に向けた事業を展開させていくことにより、社会全体で子どもや子育てを応援できるようなまちとしてのさらなる発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

2 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間として設定します。

(年度)								
令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)
第2期計画		第3期 東大阪市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)					第4期計画	

3 計画の対象

本計画は、基本的に本市に在住する妊婦、概ね12歳未満の子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象とします。ただし、本計画の基本理念を踏まえ、12歳以上を対象とした施策も含んでいます。

4 計画の基本的な考え方

計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実

- ①「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。
- ②一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。
- ③子育てについて家庭、地域、企業、行政等の社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します。
- ④子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します。

子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

①子どもの育ち

人が生まれながらに持つ、自然に成長していく力と周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力を発揮して、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力を獲得していく。

⇒心身のすこやかな発達などを保障するために、年代に応じた質の高い教育・保育や子育て支援、遊戯やレクリエーション活動施設等の提供が必要

②子育てとは

子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの存在に感動し、親も成長していく過程

⇒保護者の育児の肩代わりではなく、親としての成長の支援、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる支援を目指す

本計画の基本的な考え方

～すべての子どものために～

- ①すべての子どもに良質な成育環境を保障
- ②すべての子どもがすこやかに成長するための支援

本市の目指すべき姿～施策展開に向けて～

基本理念から基本的な考え方を通じ、本市では以下の3つを軸に子ども・子育て支援施策を展開していきます。

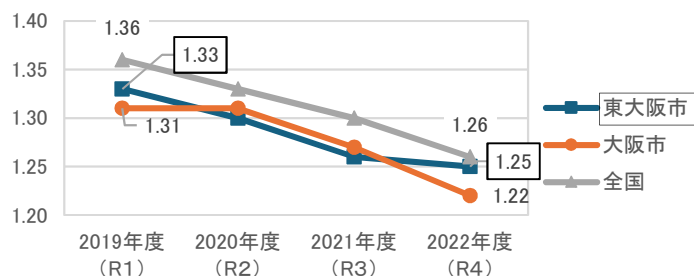
- ①幼児期における質の高い教育・保育の提供
- ②在宅での子育て支援の充実
- ③こどもまんなか社会の実現（東大阪版子どもファーストの推進）

東大阪市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国、大阪府、本市ともに低下傾向にあり、令和4年度において本市は1.25となっています。

出典：人口動態統計

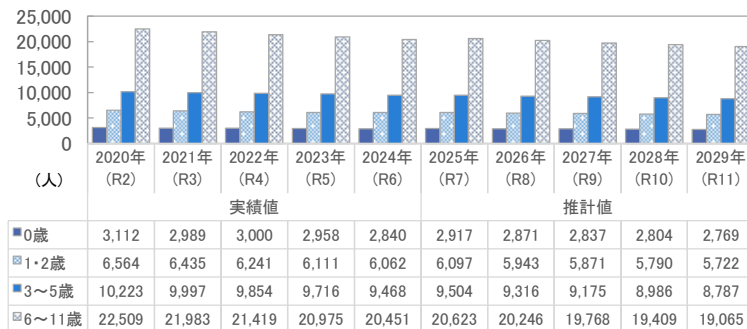


人口推計

子どもの人口は減少傾向が続くと見込まれます。第3期事業計画の計画期間の最終年である令和11年（2029年）においては0～11歳の人口が36,343人と見込まれます。

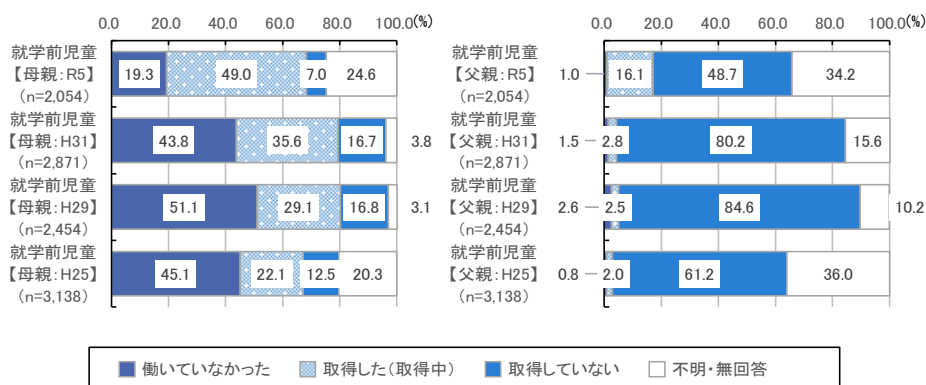
出典：実績値…住民基本台帳

推計値…コーホート変化率法等による推計（各年3月31日時点）



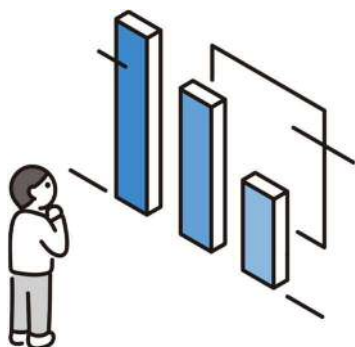
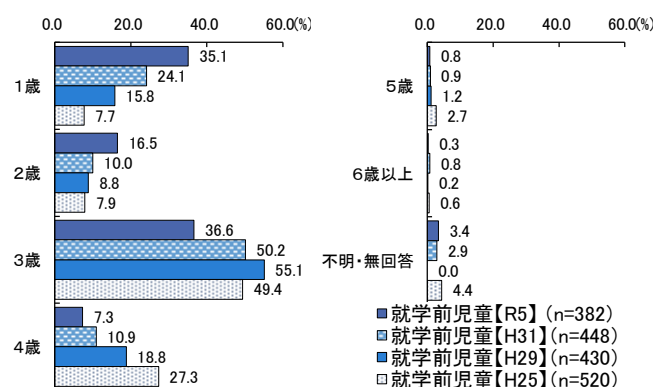
育児休業制度の利用状況

育児休業の取得割合が大きく上昇しており、子育てと就労のバランスのとれた支援体制が充実してきています。



子どもが何歳くらいになったら教育・保育施設等の利用を希望するか

教育・保育施設等の利用を開始したい時期（子どもの年齢）は低年齢化がみられます。



5 第2期計画の振り返り

(1) 幼児期における質の高い教育・保育の提供

◆認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等との連携強化

幼児期の質の高い教育・保育の提供に向けて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携がさらに重要となっています。

幼児期から学童期まで連続性のある教育が提供できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基に、接続イメージの共有化を図るためのポスター等を作成したり、校種を越えて研修に参加できるよう校種間で研修情報を共有しました。また、民間施設とも情報共有を行うことで学ぶ機会を増やし、市内の子どもに関わる保育士・幼稚園教諭・教員等がともに質の向上を図れるよう、進めてきました。

◆巡回支援事業の実施による質の向上

保育事業者への巡回支援事業は、新型コロナウイルスのまん延に伴い、令和2年度から事業を一時中止していましたが、令和5年度から事業を再開しました。対象施設もこれまでの小規模保育施設や認可外保育施設に加え、保育園や認定こども園も対象とし、保育事故防止に関する助言や日常の保育についての助言等を行うことで、質の高い教育・保育の提供の実現に努めてきました。

企業主導型保育施設は市内に48施設あり、多様な就労形態に対応する保育サービスの提供を行っています。企業主導型保育施設に対しても、質の向上のため巡回支援事業を実施してきました。

◆特定教育・保育施設の改修

安全で安心した環境で教育・保育ができるよう、老朽化・耐震化施設の整備を行ってきました。引き続き、老朽化している施設を中心に建て替えや改修等の対応を図ることが重要となります。

◇評価と課題

住民ニーズに沿った多様なサービスを提供できるよう、引き続き保育の受け皿確保を図りながら、今後は巡回支援事業や指導・監査体制を充実させ、乳幼児における質の高い教育・保育の提供の実現に向けて推進することが重要となります。

(2) 待機児童の解消

◆特定教育・保育施設等の整備

本市の待機児童は、第1期及び第2期計画期間中の施設整備により令和3年度より0人となっていました。令和6年度には再び5人となっており、またどの区域においても未入所児童が発生しておりその数も増加しています。また1号認定については、入所人数は年々減少傾向にあり、今後の教育・保育の供給体制については、今後の少子化の動向や保育所等の申し込み状況を踏まえ、方向性を探っていく必要があります。

◆保育人材の確保と育成

高まる保育ニーズに対応するため、保育人材の確保については、人材マッチング事業や子育て支援員養成研修、処遇改善等を実施していますが、依然として大きな課題となっています。こうした状況から、令和元年度より開始した「東大阪市保育士宿舎借り上げ支援事業」や「東大阪市保育補助者雇上強化事業」「東大阪市保育体制強化事業」を引き続き実施しています。

◇評価と課題

就学前児童数は減少していますが、特定教育・保育施設の2号・3号の児童数についてはここ数年で大きな変動がなく、未入所児童も増加していることから教育・保育施設のニーズの高さがうかがえます。

一方で、保育人材の不足は大きな問題となっており、一時預かり事業等にも影響が出ています。引き続き保育人材を確保し、保育の受け皿を拡充していくことが重要となります。

(3) 在宅での子育て支援の充実

◆地域子育て支援拠点事業の充実

在宅で子育てをする方の孤立防止や子育て負担の軽減に向けて、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、情報交換や相談ができる場として、地域子育て支援拠点事業を実施してきました。

つどいの広場は 18 箇所、子育て支援センターは令和4年度に第 1 整備圏域に石切子育て支援センター（そらっこ）を開所し計 7 箇所にて実施しています。

令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年間を通して人数制限をしながら実施していました。子育て支援センターやつどいの広場が普段の情報収集先や相談先、普段利用している施設として活用されているという声も多く、引き続き多くの方が安心して子育てをすることができるよう、事業の充実を図ります。

◆安心して子どもを預けられる支援

一時預かり事業について、利用を希望する方が利用できるよう、特定教育・保育施設以外での事業の拡充を図り、つどいの広場で新たに令和2年度 1 箇所、令和3年度に 4 箇所事業を開始しました。令和5年度には公立の認定こども園 4 園、子育て支援センター 2 箇所、つどいの広場 1 箇所でも新たに一時預かり事業を開始しています。令和6年度には児童福祉法が改正され、子育てに係る保護者の負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨が、明確化され、より高まるニーズを把握しながら、事業の充実を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業については、利用したい保護者のニーズに対して、一定数の供給ができている状態です。

◇評価と課題

つどいの広場等においては、利用している子どもの低年齢化がみられるため、乳幼児やその保護者にとって利用しやすい施設整備・運営をしていくことが重要となります。

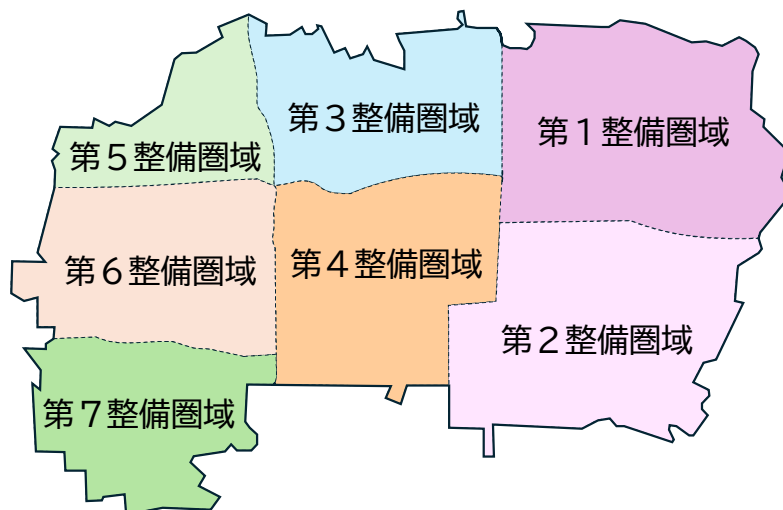
在宅で子育てしている方の情報元として、つどいの広場や子育て支援センター等が大きな役割を担っていることがわかりました。市政だよりや子育てアプリについては、活用している方とそうでない方がおり、周知とよりわかりやすい情報発信の方法を検討することが課題となっています。

また、在宅子育て家庭の座談会において、自分が子どもをみられないときの対応として、「家族に預ける」という回答が多く、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業を利用したことがない方の理由としては、「事業を知らない」「不安だから」という意見もあり、事業の周知や安心して利用できる体制の充実が重要となります。

6 就学前の教育・保育の提供区域の設定

提供区域の設定の考え方

教育・保育等の需要量の変化に対して、きめ細かく対応ができるように、これまで通り7つの整備圏域を設定します。



提供区域	中学校区・義務教育学校区
第1整備圏域	石切・孔舎衙
第2整備圏域	池島学園・縄手・縄手北・くすは縄手南校・枚岡
第3整備圏域	盾津・盾津東
第4整備圏域	英田・玉川・花園・若江
第5整備圏域	楠根
第6整備圏域	意岐部・小阪・新喜多・高井田・長栄・布施
第7整備圏域	柏田・金岡・上小阪・長瀬・弥刀

※区域外であっても、通園や事業の利用には差し支えありません。

7 就学前の教育・保育の需要量と供給体制について

就学前の教育・保育の需要量と供給量等

利用実績の把握等については「中学校区・義務教育学校区」とし、整備にあたっては、整備圏域を基準とします。

就学前児童の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を算出するにあたり、アンケート調査を踏まえて、国の手引書に基づき、家庭ごとの潜在的ニーズを勘案し、算出しました。アンケート調査より、共働き家庭が著しく増加していたことから、本市独自の推計方法として、保護者の就労状況の変化を勘案し試算しています。

■年度ごとの就学前教育・保育の需要量と供給量

単位:人

令和7年度	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号	3号
需要量 [a]	3,634	619	4,824	659	1,577	1,850
供給量 [b]	5,722	5,307		702	1,520	1,754
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,088	▲ 136		43	▲ 57	▲ 96

令和8年度	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号	3号
需要量 [a]	3,558	608	4,730	652	1,573	1,783
供給量 [b]	5,527	5,241		702	1,544	1,780
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	1,969	▲ 97		50	▲ 29	▲ 3

令和9年度	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号	3号
需要量 [a]	3,520	599	4,660	647	1,555	1,778
供給量 [b]	5,527	5,241		702	1,544	1,780
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,007	▲ 18		55	▲ 11	2

令和10年度	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号	3号
需要量 [a]	3,443	586	4,566	644	1,546	1,758
供給量 [b]	5,527	5,275		705	1,559	1,788
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,084	123		61	13	30

令和11年度	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号	3号
需要量 [a]	3,365	573	4,467	639	1,535	1,747
供給量 [b]	5,527	5,275		705	1,559	1,788
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,162	235		66	24	41

8 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

事業区分	提供区域	考え方
利用者支援事業	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
時間外保育事業（延長保育事業）	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
留守家庭児童育成事業	小学校区	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とします。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	整備圏域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、整備圏域を基準とします。
一時預かり事業	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
病児保育事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
妊婦健診事業		
産後ケア事業		
乳児等通園支援事業		
妊婦等包括相談支援事業		
子育て世帯訪問支援事業		
児童育成支援拠点事業		
親子関係形成事業		



9 地域子ども・子育て支援事業（主な事業を掲載）

（１）利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、就学前の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

■利用者支援事業の需要量と供給量

単位：箇所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	需要量 [a]	4	4	4	4	4
	供給量 [b]	4	4	4	4	4
特定型	需要量 [a]	4	4	4	4	4
	供給量 [b]	4	4	4	4	4
こども家庭センター型※	需要量 [a]	3	3	3	3	3
	供給量 [b]	3	3	3	3	3

※母子保健型がこども家庭センター型へ統合されたため、母子保健型の需要量と供給量を記載しています。

（２）地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター	つどいの広場
公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施します。	主に乳幼児とその保護者が、いつでも気軽に参加できる交流の場を提供します。
≪対象≫就学前児童とその保護者 ≪実施場所≫7施設で実施	≪対象≫就学前児童と保護者 ≪実施場所≫18施設で実施

■地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量

単位：人回（親のみ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	81,193	79,432	78,431	77,394	76,447
供給量 [b]	81,368	81,368	81,368	81,368	81,368
過不足 [c] = [b] - [a]	175	1,936	2,937	3,974	4,921

(3) 留守家庭児童育成事業（放課後児童健全育成事業）

労働等により昼間家庭にいない保護者をもつ児童を預かり、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

■留守家庭児童育成事業の需要量と供給量

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	1年生	1,483	1,374	1,198	1,228	1,276
	2年生	1,260	1,302	1,206	1,052	1,078
	3年生	924	940	971	900	785
	低学年	3,667	3,616	3,375	3,180	3,139
	4年生	511	517	526	543	503
	5年生	211	199	201	204	211
	6年生	89	84	79	80	81
	高学年	811	800	806	827	795
需要量計 [a]		4,478	4,416	4,181	4,007	3,934
供給量(定員) [b]		4,389	4,389	4,389	4,389	4,389
過不足 [c] = [b] - [a]		▲ 89	▲ 27	208	382	455

※供給量(定員)はクラブ専用教室の定員を記載しています。待機児童対策として実施する学校の余裕教室の利用によって増加する定員は、年度ごとに異なるため含んでいません。

(4) 一時預かり事業

◆一般型

就労型	リフレッシュ型
主に就労しているが認定こども園や保育所(園)に入所できない場合や不定期の就労に対応して、保育を実施します。	リフレッシュや通院等が目的の一時的な預かりに対応します。
≪対象≫主に就労している方で、認定こども園や保育所(園)に入所できない子ども ≪実施場所≫認定こども園、保育所(園)	≪対象≫主に在宅で子育てされている方とその子ども ≪実施場所≫認定こども園、保育所(園)

■一時預かり事業(一般型)の需要量と供給量

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]		82,462	80,739	79,698	78,463	77,260
供給量 [b]		75,334	75,334	76,054	76,774	80,374
既存分	民間施設	45,474	45,474	46,194	46,914	47,634
	公立施設	29,860	29,860	29,860	29,860	32,740
過不足 [c] = [b] - [a]		▲ 7,128	▲ 5,405	▲ 3,644	▲ 1,689	3,114

(5) 産後ケア事業

出産後の心身ともに不安定な時期にある母子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートを目的とした事業であり、3種類のサービス（ショートステイ、デイサービス、訪問型）を用意することで、あらゆるニーズに対応できる環境を整え、安心して子育てができるまちづくりをめざします。

■産後ケア事業の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	2,480	2,450	2,410	2,390	2,360
供給量 [b]	2,480	2,450	2,410	2,390	2,360
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(6) 病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

《対象》保育所(園)・認定こども園・幼稚園等に通所している等保育を必要とする児童もしくは小学校1年生から3年生までの児童

《事業内容》病気等の「回復期」もしくは「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童を預かり、保育や看護を行います。

《実施場所》病児保育室（3箇所）

■病児保育事業の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	2,170	2,125	2,097	2,062	2,027
供給量 [b]	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
過不足 [c] = [b] - [a]	3,590	3,635	3,663	3,698	3,733



10 就学前の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 就学前の教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上

幼児期における質の高い教育・保育の提供

これまで、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度施行以降、教育・保育の一体的な提供の推進に向けて、幼保連携型認定こども園の整備や小規模保育施設の整備を進め、保育の受け皿確保に努めてきました。また、企業主導型保育事業（※令和4年度以降は新規施設なし）が導入されたことから、認可外保育施設の数も伸びました。

本市では、巡回支援事業による施設の支援や認可・認可外保育施設の職員向けの研修等の実施を通じ、質の高い保育や子育て支援、保護者支援等に努めてきました。今後もより一層教育・保育の質の向上に向けて、取り組んでまいります。

幼児期の教育の質の向上や小学校教育との接続強化に関しては、設置者や施設類型を問わず、公立と私立が（公・民が）一体となって進めていけるよう、努めてまいります。

さらに、増加する外国籍の子どもや特別な支援を必要とする子どもへの配慮も含め、保護者の様々な教育・保育のニーズを実現するために、子ども一人一人の成長や発達に即した丁寧な教育・保育の提供に努め、子どものすこやかな発達を保障することを目指します。

今後、本市の教育・保育の質の向上に向けて、巡回支援事業や研修、幼児教育アドバイザーの活用を行うとともに、さらなる学校園等の連携強化に努めていきます。

主な施策

●就学前の教育・保育の質の向上と質の保障に向けた取り組み

巡回支援事業

認可保育施設の職員向け研修

認可外保育施設の職員向け研修

市内就学前教育・保育施設対象の教職員合同研修

子育て支援員現任・フォローアップ研修

幼児教育アドバイザーの育成と活用

学校園等の連携強化

●安全で快適な教育・保育環境の確保

教育・保育施設の老朽化対策

（２）保育人材の確保

待機児童の解消や各種サービスの質の向上については、保育人材の確保が喫緊の課題となっており、人材の確保や育成に向けた取組が重要となります。保育士資格・幼稚園教諭免許等を有する市民や、保育事業等に就職を希望する方に対して積極的に就業支援し、保育人材の確保に努めます。また、資格や免許を持たない方に対しても、取得のための支援を通して、保育人材の育成を行います。

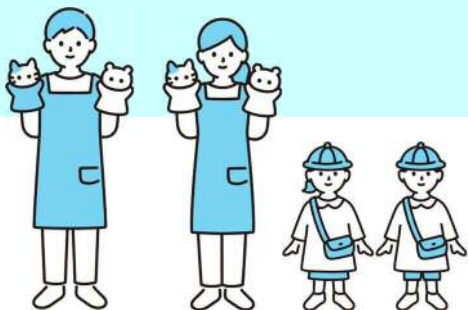
主な施策

●人材確保に向けた取り組み

人材マッチング事業
東大阪市保育体制強化事業
東大阪市保育士宿舎借り上げ支援事業
東大阪市保育補助者雇い上げ強化事業
東大阪市運営費補助事業

●新たな資格・免許の取得、保育人材の育成

保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業
子育て支援員研修



第3期東大阪市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和 年 月

発 行:東大阪市

編 集:東大阪市子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL:06-4309-3194(直通)

FAX:06-4309-3225